

いく歩デイサービス玉島

指定第1号通所事業（通所介護相当サービス） 運営規定

（事業の目的）

第1条 株式会社ランカルが開設するいく歩デイサービス玉島（以下「事業所」という。）が行う第1号通所事業（通所介護相当サービス）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要支援状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第2条 第1号通所事業（通所介護相当サービス）は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民との連携に努めるものとする。
- 5 第1号通所事業（通所介護相当サービス）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
- 6 前5項のほか、「茨木市通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」（令和5年4月1日実施）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 第1号通所事業（通所介護相当サービス）の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 **いく歩デイサービス玉島**
- 2 所在地 茨木市玉島2-12-33

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者1名(生活相談員と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 通所介護相当サービス従業者

生活相談員 2名

(常勤2名うち1名管理者と兼務、1名介護職と兼務)

生活相談員は、事業所に対する通所介護相当サービスの利用の申し込みに係る調整、他の通所介護相当従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して通所介護相当サービスの計画の作成等を行う。

介護職員 5名

(常勤3名のうち1名生活相談員と兼務)

看護職員 5名(非常勤5名うち5名機能訓練指導員と兼務)

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

機能訓練指導員 5名(非常勤5名うち5名看護職員と兼務)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

通所介護相当従業者は、通所介護相当者サービスの業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。(祝日も通常通りの営業を行う)
- 2 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- 3 サービス提供時間 1単位目 9時10分から12時20分までとする。
2単位目 13時10分から16時20分までとする。

(利用定員)

第7条 事業所の利用者の定員は、地域密着型通所介護、第1号通所事業(通所介護相当サービス)を合わせて、以下の通りとする。

- ・ 1単位目 定員18名
- ・ 2単位目 定員18名

(利用の内容)

第8条 利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の心身機能に着目した改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常

生活を営むことができるよう支援することを目的とし、次に掲げるサービスを行う。

- 1 日常生活動作の機能訓練
- 2 健康状態の確認
- 3 送迎
- 4 その他介護に関する相談

(利用料等)

第9条 第1号通所事業（通所介護相当サービス）を提供した場合の利用料の額は、「茨木市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」（平成28年4月1日実施）に基づくと共に、利用料の告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、本人の負担分の額とする。

なお、法定代理受領以外の利用料についても上記要綱によるものとする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、次の額を徴収する。

- (1) 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満・片道600円
- (2) 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上・片道800円

3 飲み物の提供については実費を徴収する（一日250円）

4 おむつ代については、1枚100円、パッド、1枚30円を徴収する。

5 連絡帳は本体50円、カバー50円を徴収する。（必要の有無を本人または家族、代理人に必ず確認する）

6 その他、第1号通所事業（通所介護相当サービス）において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

7 前6項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

8 第1号通所事業（通所介護相当サービス）の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

9 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、茨木市の一部、高槻市の一部、摂津市の一部の区域とする。

※別紙送迎エリア一覧表参照

(サービスの利用当たっての留意事項)

第11条 利用者は、従業員の指示に従ってサービス提供を受ける。

2 従業者は、事前に利用者に対して、下記の点に留意するように指示を行う。

- (1) 主治医からの指示事項等がある場合には申し出る。
- (2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (3) 体調不良によってサービスの利用に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(緊急時等における対応方法)

第12条 第1号通所事業(通所介護相当サービス)の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対するは第1号通所事業第(通所介護相当サービス)の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対するは第1号通所事業(通所介護相当サービス)の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(相談・苦情対応)

第13条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した介護予防通所介護計画に位置づけた第1号通所事業(通所介護相当サービス)に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(事故発生時の対応)

第14条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 当事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。

3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第15条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第16条 第1号通所事業(通所介護相当サービス)に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 第1号通所事業(通所介護相当サービス)に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(個人情報の保護)

第17条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(暴力団等の排除)

第19条 事業所は、その運営において、暴力団の支配を受けてはならない。

(その他運営についての留意事項)

第20条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、第1号通所事業（通所介護相当サービス）に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ランカルと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する

この規程は、平成29年1月1日から施行する

この規程は、平成29年4月1日から施行する

この規程は、平成31年4月1日から施行する

この規程は、令和1年10月1日から施行する

この規定は、令和5年4月1日から施行する